

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第24号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第49条第2項を削る。

第50条第4号中「り、かつ、取得価額が5,000円以上100,000円未満のもの並びに取得価額が100,000円未満の図書絵画をいう」を「るもの及び図書絵画をいう。当該物品について必要な事項は別に定める」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)